

【実践報告者】

- | | |
|-------------|---------|
| ○伊那市社会福祉協議会 | 伊藤 直哉 氏 |
| ○長野県社会福祉協議会 | 佐藤 尚治 |

【実践報告】

伊那市社会福祉協議会

伊藤 直哉 氏

多職種・多機関の連携と協働の 実際について

伊那市社会福祉協議会
地域福祉課 生活相談係
生活就労支援センターまいさぽ伊那市
係長 主任相談支援員 伊藤 直哉

【地域福祉課】

- ◎地域福祉係（生活支援体制整備事業 ボランティアコーディネーター等）
- ◎権利擁護係（成年後見制度 日常生活自立支援事業）
- ◎生活相談係

【自立相談支援事業所】

生活就労支援センターまいさぽ伊那市
主任相談支援員1名 相談支援員2名
就労支援員1名 家計相談員1名

【多機関の協働による包
括的支援体制構築事業
（モデル事業）】
包括化推進員2名

【ふれあい相談センター】

（困りごと相談 無料法律相談）
相談支援員1名

【生活福祉資金貸付事業】

相談支援員1名

【だれでも集うことができる居場所】
相談員2名

【ひきこもり者居場所提供支援】
相談員1名

1 社会福祉の発展

- 戦後の社会福祉
- 困窮者対策 → 1946年(昭和21)生活保護法
- 戦争孤児対策 → 1947年(昭和22)児童福祉法
- 戦争被害者対策 → 1949年(昭和24)
身体障害者福祉法
- いわゆる福祉三法
- 社会福祉事業法 1951年(昭和26)

1 社会福祉の発展

- スペシフィックな社会福祉の発展
- 民生委員の活動
- 社会福祉主事の誕生

2 新旧社会福祉の融合

- 高度経済成長(1955年～1973年)
- バブル経済の崩壊(1991年(平成3))
- 失われた〇〇年
- ゆとり世代(1987生まれ～2004年生まれ)
- 就職氷河期世代(1993年～2005年)
- 『聖域なき構造改革』(2001年～2006年)
規制緩和 非正規労働者・派遣労働者の増加
- リーマンショック(2008年(平成20)9月経営破綻)
- 新型コロナウイルス
- →人は経済や歴史、社会情勢に左右されるのか
- →社会の変化、社会の複雑化、人の孤立化

2 新旧社会福祉の融合

- リーマンショック
- 年越し派遣村
- 派遣労働者→派遣切り、雇い止め、解雇
(就職氷河期世代、外国籍労働者)
- 対岸の火事→年明けから大変なことに
(貸付、住居喪失者、炊き出し)
- 「生活困窮者自立支援法」(2015年)
- 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業(モデル事業)」(2016年)

3 今後の福祉に求められるもの

- スペシャリスト→ジェネラリスト
- 個人→世帯へ
- 課題が複合的・複雑化
- 縦割り→包括化
- 連携ができる
- コーディネートができる
- 同じ方向が向ける
- チームワーク

4 多職種・多機関の連携と協働の実際

- 私達のミッションは何か
→その人の、その世帯の“しあわせ”を共に創っていく
誰の視点に立って、誰のために働くのか
『生活』をまもる 『権利』をまもる
- 課題は何か
→課題が複雑化・複合化してきている
一つの相談機関で、一つの法律や制度で対応ができなくなってきている
⇒多職種・多機関での連携や協働が必要
- 必要な職種、相談機関は何か
・福祉・保健・医療・障害・法律・労働・住居・税金・水道

4 多職種・多機関の連携と協働の実際

- それぞれの職種が持つ専門性を持ち寄る
- 社会福祉士は広く浅く→・ジェネラリスト
(包括化推進員) ・コーディネーター役
- 何も難しいことを言っているわけではない
- 何も難しいことではない
- 何が難しくしているのか？

4 多職種・多機関の連携と協働の実際

- 何が難しくしているのか
- ケースが複雑化・複合化
- 知識・価値・技術は職種や立場によって違う
- “見立て”を行ううえでの“根拠”は何か
- チームとしての合意形成
- ケースはどんどん変化していく
- 「なるべくなら〇〇したくない・・・」(職種の消極性)

4 多職種・多機関の連携と協働の実際

- 「どうして〇〇できないんだ」(クライアントに対して)
- クライアントのストレングスを見出せない
(チームが同じ方向を見れない)
- 「あの相談機関とは(あの職種とは あの人とは)考え方(やり方)が合わない」
- 「本当なら〇〇すべきだ」(迷いは当然ある)
- ケースの行き詰まり、目詰まり感

4 多職種・多機関の連携と協働の実際

- ではどうしたらいいのか
- 立場を超えて機関間、職種間を理解しあう
- “見立て”の“根拠”を確認しあう
- チームで決まったことは納得して同じ方向へ進む
- ケースに変化があれば(なければ)軌道修正も必要
- 理想と現実のギャップの確認

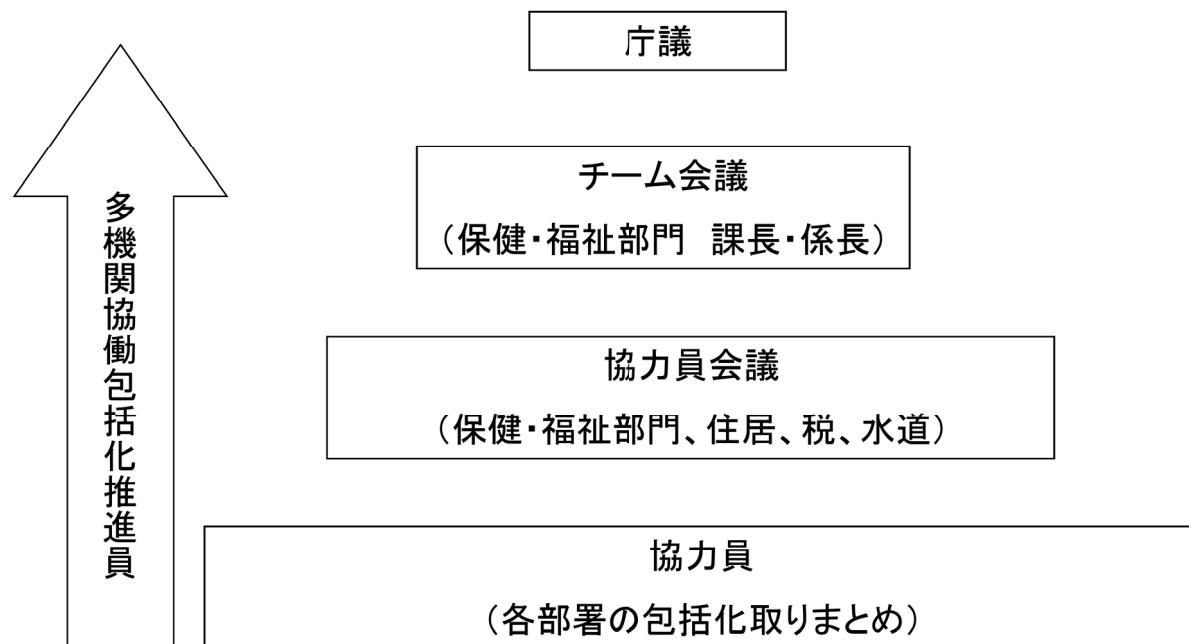
4 多職種・多機関の連携と協働の実際

- 今すべきこと、できることの確認
- 優先順位をつけて
- 見通しを持つ
- 動きの停滞は停滞として確認しあう
- “待つ”こともある
- ケースがどう動いたらチームは何をするのか確認しておく

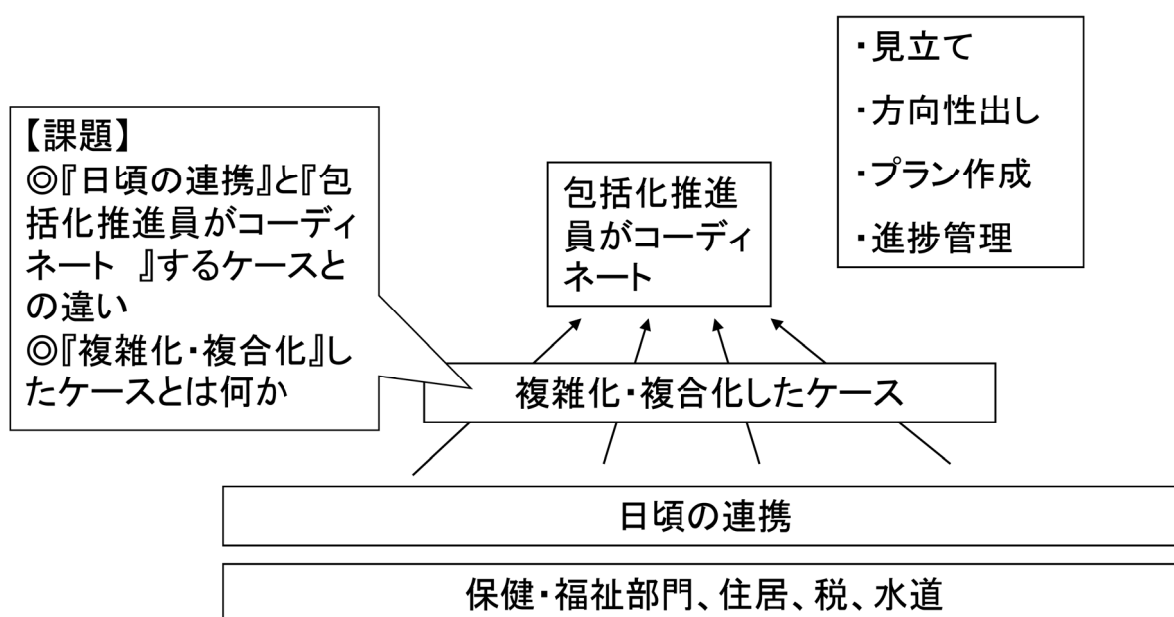
4 多職種・多機関の連携と協働の実際

- 伊那市の取り組み
- 自立相談支援機関に多機関協働モデル事業の包括化推進員を配置
- 関連部署（保健・福祉部門、住居、税、水道）から包括化協力員を出してもらい協力員会議を開催→不足する資源開発の提案等
- 保健・福祉部門の課長・係長級でチーム会議を開催→必要なサービスを施策化

4 多職種・多機関の連携と協働の実際



4 多職種・多機関の連携と協働の実際



【実践報告】

長野県社会福祉協議会

佐藤 尚治

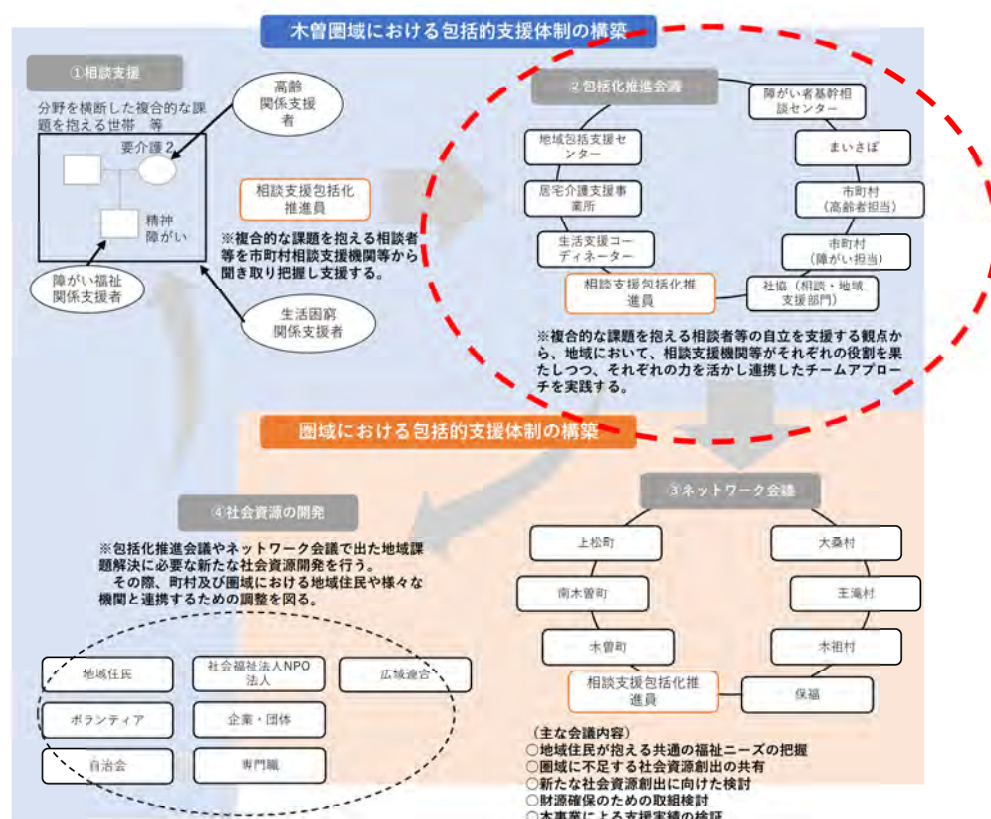
木曽圏域における実践報告

包括化推進会議が目指すもの

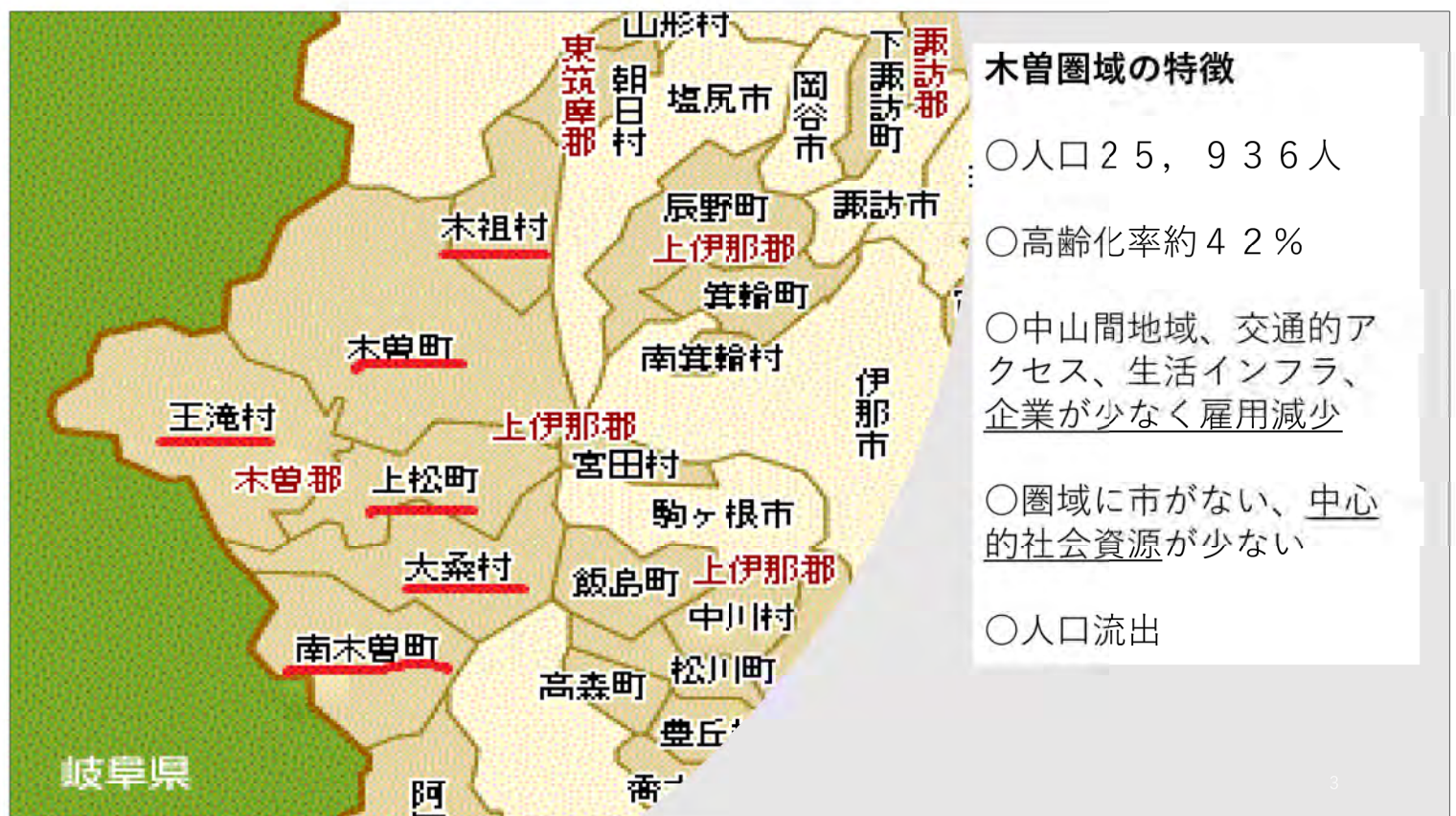
～問題解決することの基準と合意形成～

長県社会福祉協議会 企画グループ 主任
相談支援包括化推進員 佐藤 尚治

1



2

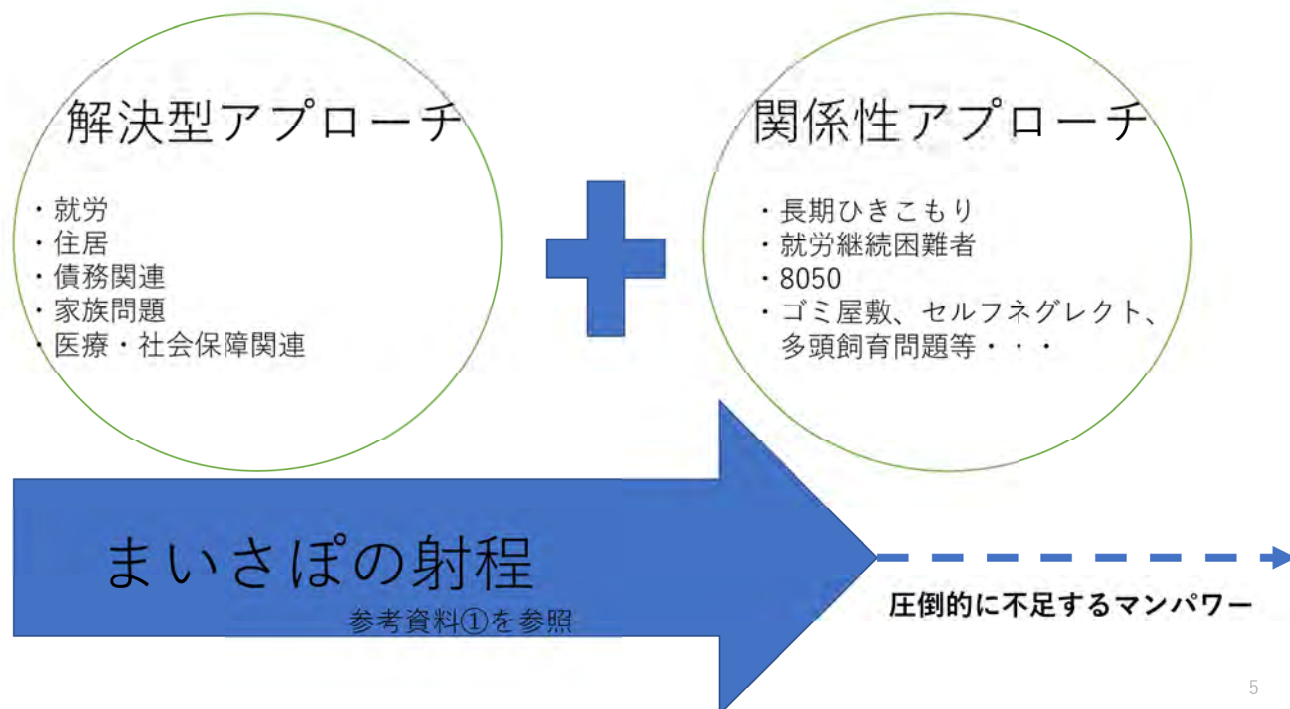


長野県内の生活困窮法支援のおさらい

- 〇2014年以前 パーソナルサポートサービス（2011～）
- 〇2014年 まいさぽを事業所名に統一したモデル事業
- 〇2015年 困窮法施行による24か所のまいさぽが開所
- 〇2018年 前年法改正により支援会議体制の県内要領策定

- ・県内にまいさぽが出来て間もなく6年、特定の問題解決はまいさぽが中心に対応している。
- ・その課題解決は伴走型支援が軸となっている。
- ・だが、伴走型支援を行いながら特定の課題解決を行うべく体制には圧倒的にマンパワーが不足している。
- ・だからこそ、解決型（支援チーム）と関係継続型（見守り中心）の2面的アプローチが必要。

会議体としての共通理解 その1



5

会議体としての共通理解 その2

支援対象者の立ちあがりに個人差があることへの理解

- 「**解決すること**」が、イコール「**支援すること**だ」になりやすい
 - ・解決を急ぐ場合・・・緊急性、継続ケース過多、成果を求められる等々
 - ・支援メニューが増えることで何でも制度で解決しようとし、肝心なことが置き去りに・・・
- 困難事例は根深い課題ほど長い期間の支援体制が必要になってくる**
 - ・アセスメントは1回、2回のシート記入で終わるものではない。
 - ・思いや生き方に向き合って常にアセスメントしつづける時間と覚悟のようなものが必要。
- 関係性を持ち続けること**
 - ・何かあった時にはすぐに対応する、ちょっとした事でも話しに出せる関係性
- 受援力を高める支援が必要**
 - ・どうしたら高めていけるか、支援段階から意識する。
 - ・ひとりで抱え込まないようにできるか。（支援機関や担当者レベルでも同様）
- ◎**そのためには本人はもちろん多機関同士でチーム支援ができるようになること**
 - ・では、チーム支援とは何か→鍋をやるようなイメージ（鍋奉行がいる）
 - 一緒にワイワイ（情報共有）やりながら鍋を食べる（目的達成を目指す）関係

共有の場で適切な「在り方」を議論し内面化

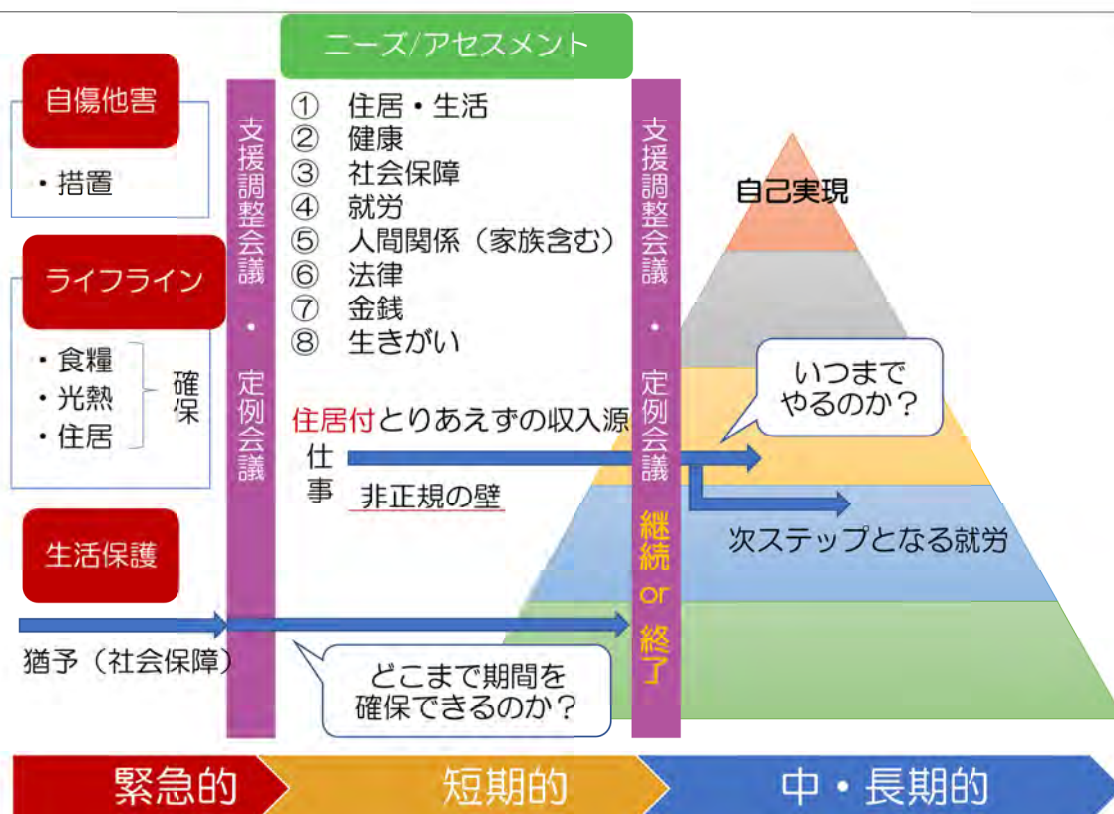
- ① 気になる人を気かけられるようにする場
 - ② 全体で分散が行える場（担当単位で痛みを抱え込まないように）
 - ③ 優先すべきが、解決なのか、つながり続けることかの検討ができる場
 - ④ 本人の目線でイメージを持ってみてどのような出口が望ましいかを考える場
 - ⑤ その出口がすぐに見つからない場合、どんなインフォーマル支援が考えられるか話し合う場
- 集まることで領域を超えた視点からの助言や、無いメニューの提供協力等、共に支援を考えることをベースとする

7

情報共有の壁を下げるため「支援会議（困窮法）」を用いた

- ・ ためらいなく気かけられるようにする
 - ・ 緊急介入のタイミングも含め状況が動いた時の連携対応の確認と検討を重ねる中で変化や現状を把握、共有する
 - ・ 関わる対象者への理解と多種多様な視点の必要性が出てくる
- 困ったときにSOSを出すのは相談対象者だけではなく
支援者も困ったといえる関係性がある場

8



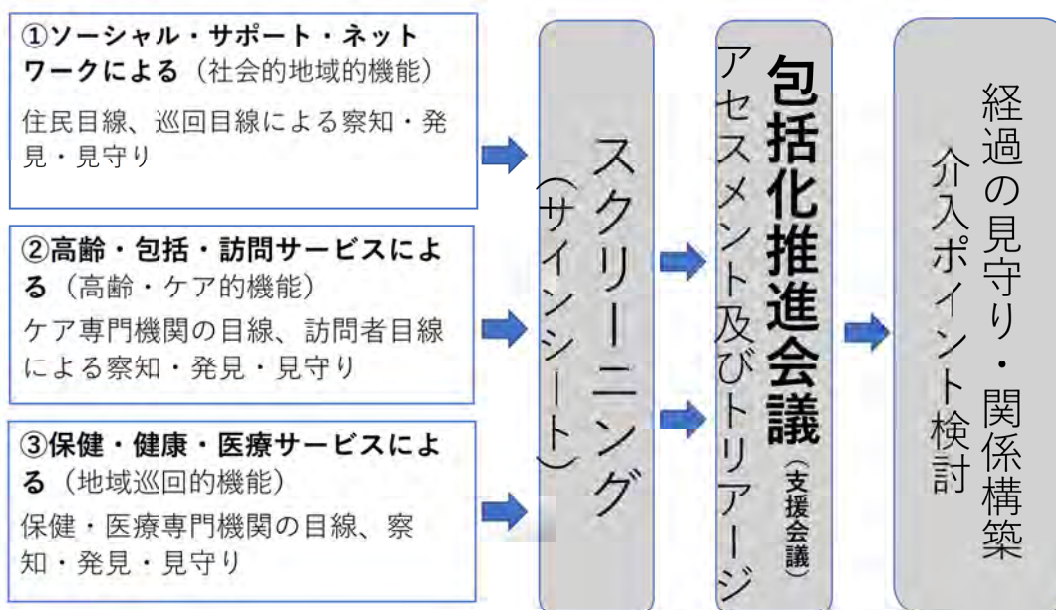
支援拒否傾向の方の実態把握をしていく

- 各機関、各支援員によって支援拒否に対する尺度に基準がなく担当や単一機関のレベルでは緊急度及び介入タイミングや見守りレベルの見立てが判断しづらい場合もある。
- 不登校、ひきこもり、ひきこもり長期化、8050、ゴミ屋敷、多頭飼育等、課題は察知できても、課題共有や対象者との関係構築等を検討できる場面がないと、結果担当レベルでの課題把握のまま早期発見、早期解決につながらないことが多いと考えられる。



- つながる力が弱い方達をどのように把握し地域として関係性を作れるか。
- 支援拒否傾向の方に対してどのように対処していけるのか。
- このアプローチをシステムとして考えていく事が支援会議の意義となる。

支援拒否傾向の方（セルフネグレクト含）へのアプローチ



11

表1. セルフ・ネグレクトのサイン

本ツールはセルフ・ネグレクトの状態であったりセルフ・ネグレクトに陥る可能性がある人が示すサイン

本人の状況	家屋および家屋周囲の状況	社会との交流
☐ 無力感、あきらめ、投げやりな様子がみられる	☐ テーブルや台所に汚れた食器類が積み重なっている。	☐ 近年、一人暮らしになった
☐ 暴言を吐く、無表情な顔つきなど、今までと急に変わった様子がある	☐ トイレ、台所、浴室など使えない場所がある	☐ 近年、家族、特に配偶者の死に直面した
☐ うす汚れた下着や衣服を身につけている時がある	☐ お仏壇の手入れがされていない	☐ 近隣との日常会話が減った
☐ 服装や身だしなみに関心がなくなってきた	☐ 室内を掃除した様子がない	☐ 近隣とのトラブルがある
☐ ゴミをうまく分別できなくなった、または指定日にゴミを出さなくなった	☐ 中に入れてもらえない部屋がある(開かずの間がある)	☐ 今まで挨拶していたのに、挨拶しなくなった
☐ 薬を飲んでいないなど、治療を中断しているような言動がある	☐ 庭や家屋の手入れがされていない(雨どい、門が壊れたまま放置されている)	☐ 外出の頻度が急に減ってきた
☐ 痩せてきたり、体調が悪そうに見える	☐ 郵便受けに郵便や新聞がたまっている	☐ 地域行事への参加が急に減ってきた
☐ 痛みや病気の為に日常生活の動きが制限されているようにみえる	☐ 同じ洗濯物が干したままになっている。洗濯機が使えない。	☐ 買い物に行かなくなった
	☐ 晴れた日なのに雨戸やカーテンがしまったままになっている	☐ 自分の周囲に関して無関心になる
	☐ 昼夜問わず、室内の照明がついていない	☐ 何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、世間や周囲に気兼ねする態度がみられる
	☐ 玄関周りや室内の床に小銭が落ちている	☐ 家にいることは確認できるが、返事が無い、または電話に出ない
		☐ 今までであった親族・別居家族の出入りがみられない

12

參考資料⑤

13

参考資料⑥

本事例のレベル(該当箇所に○)

※1項目以上該当ありの場合、
高いレベルの条件に従い支援を行う

14

支援会議 リスト

№	氏名	見守りレベル ABC(重複可)	性別	年齢	世帯構成	現在の関係機関/提供元	地域との 関係	ひととなり	生活困窮 度	健康状況	住環境	金融状況	世帯情報及び留意点
例	〇〇	E	男	40代	妻と息子 (小学生)	ケアマネ、保健師、福祉	孤立	素直な、感謝的	あり	不明	手入れし ないゴミ 多い	社会福祉 あり	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

信州パーソナル・サポート事業支援会議設置要綱

(目的)

第1条 長野県が設置する福祉事務所管内において、未だに支援につなげていない生活困窮者を確実に支援につなげ、その自立の促進を図るため、関係機関、関係団体及び地域福祉に関連する職従事者その他の関係者が、生活困窮者に関する情報や考え方を共有し、適切な支援を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 第1条の目的を達成するため、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号、以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、各福祉事務所管内に「信州パーソナル・サポート」事業支援会議(以下「支援会議」という。)を設置する。
2 設置にあたっては、既存の会議体を活用することを妨げないものとし、設置単位等は福祉事務所になる。

(構成員等)

第3条 支援会議は、長野県生活就業支援センター支援調整会議設置要綱に定める機関等に属する者、その他福祉事務所が必要と認める者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(所掌事務)

第4条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 第3条に規定する構成員が知り得た生活困窮者の情報の関係機関への提供
(2) 上記(1)による情報等に基づく支援会議の開催
(3) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
(4) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
(5) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(支援会議の開催)

第5条 支援会議は、福祉事務所が構成員を選定して書面をもって招集する。その際、この書面に、支援会議の構成員を委嘱すること、構成員に対して守秘義務が課せられること、これに違反した場合に罰則等がある旨を明示するものとする。なお、緊急の場合で、書面をもって招集することができない場合は、口頭により招集することができる。
2 福祉事務所は、会議の冒頭に、次に掲げる事項を構成員に告げるものとする。
(1) 法第9条第1項に規定する支援会議であること。
(2) 支援会議に出席した構成員等は、法第9条第5項の守秘義務を負うこと。
3 支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。
4 支援会議の開催の都度、構成員の互選により座長を選任する。
5 座長は会議を総理し、進行する。

(意見の聴取等)

第6条 福祉事務所は、第4条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(選考等)

第7条 第4条により提供された情報等の選考管理は、生活就業支援センター(愛称「まいいさぽ」)(以下「まいいさぽ」という。)の生活困窮者自立支援統計システム上の情報支援機関業務支援ツールで行う。
2 まいいさが選考管理を行うことから、個人情報の適切な管理に福祉事務所は積極的に関与するものとする。

(守秘義務)

第8条 支援会議の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第28条の規定により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(虚偽)

第9条 支援会議の出席は、福祉事務所が処置する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、福祉事務所が支援会議に諮って定める。この場合、要綱として文書化、制度化することができる。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

意見交換及び質疑応答

令和2年度 相談支援包括化推進員研修 開催要領

1 開催趣旨

人口減少など社会経済構造の変化の中で、国は「地域共生社会の実現」をこれからの地域づくりと福祉改革のコンセプトとして掲げて、法制度改革を重ねています。

社会福祉法は、地域福祉計画の機能強化等を規定した平成 31 年施行の改正に続き、来年 4 月施行の改正で、「相談支援」「参加支援」「地域支援」の 3 つの支援に一体的に取り組む『重層的支援体制整備事業』など具体的な推進方策が位置づけられ強化されます。

本研修は、地域共生社会推進モデル事業に基づく相談支援包括化推進員を対象に、法改正の趣旨を学ぶとともに、モデル事業の実践の現状や課題を共有し、意見交換を行うために開催します。

2 日 時 令和 3 年 1 月 1 4 日（木） 10：00～11：30（受付 9：30～）

3 会 場 オンライン（Zoom）※資料は事前送付いたします。

4 対 象 相談支援包括化推進員、自治体担当者、社会福祉協議会職員、相談援助従事者等

5 内 容 ◆基調説明

（1）「改正社会福祉法」を読み解く

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 國信 綾希 氏

◆実践報告

（2）相談支援包括化推進員の取り組みの現状について

・伊那市社会福祉協議会 伊藤直哉 氏

・長野県社会福祉協議会 佐藤尚治 氏

（3）意見交換及び質疑応答

※質問等に関しましては事前にGoogleフォームで受け付けます。

6 申込方法 別途Googleフォーム（下記リンクもしくは QR コード）により

1月7日（木）までに申し込みください。

<https://forms.gle/wcXngZoQYaWxVPyx7>



7 問合せ先 長野県社会福祉協議会 総務企画部 企画グループ

TEL：026-228-4244 FAX：026-228-0130 E-mail：kikaku@nsyakyu.or.jp

8 そ の 他

自然災害等により参加者の安全を確保できないと判断し、本研修を中止または延期する場合は、長野県社会福祉協議会ホームページ(<http://www.nsyakyu.or.jp>)に掲載して通知しますのでご確認ください。また、本フォーラムに係る個人情報、本会の「個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に取り扱い、他の目的で使用することはありません。